

パプリカ、セロリから農薬、基準値以下 ～野菜の残留農薬テスト～

店頭には様々な産地の野菜が並んでいます
が、消費者としては残留農薬が気になります。
そこで野菜の残留農薬をテストしました。



テスト品

野菜14種20点

パプリカ3点／水菜、セロリ、オクラ、にんにく各2点／小松菜、ブロッコリー、アスパラガス、にんじん、じゃがいも、玉ねぎ、大根、かぼちゃ、ベビーコーン各1点

表示

名称と原産国表示は20点すべてにありました。外国産は、パプリカ (No3) が韓国、セロリ (No8) がアメリカ、アスパラガス (No10) がオーストラリア、にんにく (No19) が中国、ベビーコーン (No20) がフィリピンでした。

テスト結果

○残留農薬

75種類の農薬をテストした結果、パプリカ (No2) からピリダベン0.04ppm (基準値3ppm)、セロリ (No7) からジフェノコナゾール0.37ppm (基準値10ppm) がそれぞれ検出されましたが、基準値を大きく下回っていました。主にピリダベンは殺虫剤、ジフェノコナゾールは殺菌剤として使われています。

まとめ

- ・20点中2点から農薬が検出されましたが、基準値を大きく下回っていました。
- ・名称と原産国の表示は、すべてのテスト品にありました。

●テスト品とテスト結果

No.	名称	原産国	購入価格(円)	購入店	テスト結果
1	パプリカ(赤)	北海道産	199(税込)	株トリアルカンパニー 藤野店	ND
2	パプリカ(黄)	宮城県産	278(税込)	株東光ストア 円山店	ピリダベン0.04ppm
3	パプリカ(黄)	韓国産	103(税込)	生活協同組合コープさっぽろ ソシア店	ND
4	小松菜	北海道産	100(税込)	株イトーヨーカ堂 屯田店	ND
5	水菜	北海道産	148(税込)	株イトーヨーカ堂 屯田店	ND
6	水菜	京都府産	386(税込)	株ダイエー 円山店	ND
7	セロリ	北海道産	158(税込)	イオン北海道(株) イオン札幌桑園店	ジフェノコナゾール0.37ppm
8	セロリ	アメリカ産	99(税込)	イオン北海道(株) イオン札幌桑園店	ND
9	ブロッコリー	北海道産	158(税込)	イオン北海道(株) イオン札幌桑園店	ND
10	アスパラガス	オーストラリア産	321(税込)	イオン北海道(株) イオン札幌桑園店	ND
11	オクラ	栗山産	189(税抜)	合同会社西友 旭ヶ丘店	ND
12	オクラ	高知県産	171(税込)	生活協同組合コープさっぽろ ソシア店	ND
13	にんじん	北海道産	30(税込)	イオン北海道(株) イオン札幌桑園店	ND
14	じゃがいも	北海道産	39(税込)	株イトーヨーカ堂 屯田店	ND
15	玉ねぎ	北海道産	31(税込)	生活協同組合コープさっぽろ ソシア店	ND
16	大根	北海道産	100(税込)	生活協同組合コープさっぽろ ソシア店	ND
17	かぼちゃ	栗山産	189(税抜)	合同会社西友 旭ヶ丘店	ND
18	にんにく	青森県産	185(税抜)	合同会社西友 旭ヶ丘店	ND
19	にんにく(3玉)	中国山東省産	115(税抜)	合同会社西友 旭ヶ丘店	ND
20	ベビーコーン	フィリピン産	100(税込)	株イトーヨーカ堂 屯田店	ND

購入日：2014年10月14日 ND：不検出

知っていますか？ 新しい食品表示



平成27年4月1日から食品表示法が施行され、新しい食品表示制度がスタートしました。
新法成立の背景と主な変更点について紹介します。
なお、新制度への猶予期間は生鮮食品1年6ヶ月、加工食品5年です。

●新法成立の背景は？

食品表示法ができるまで、食品表示は食品衛生法、JAS法、健康増進法など複数の法律により規定されていました。複数の法律が関係しているため、分かりにくい点が多かったです。そのためこれらに関する規定を整理・統合して「食品表示法」ができました。

●主な変更点

従来の制度との変更点は、いくつかありますが、ここでは次の3点を紹介します。

①アレルギー表示の見直し

消費者の健康被害の予防のため、表示が義務づけられているものが7品目(卵、乳、小麦、落花生、えび、そば、かに)、表示が奨励されているものが20品目あります。

表示方法は、個々の原材料の直後にそれぞれに含まれるアレルギー物質を表示する個別表示と、全ての原材料を記載し、最後にアレルギー物質をまとめて表示する一括表示があります。新制度では個別表示が原則です。

また、これまではマヨネーズのように卵が原材料と一般に知られている食品は卵を含む旨の表示を省略できる「特定加工食品」がありました。しかし、新制度では廃止されました。

②栄養成分表示の義務化

加工食品に任意で表示していた栄養成分表示が義務化されました。義務表示は、エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量(ナトリウム)です。今まではナトリウムの表示でしたが、どのくらい食塩が含まれているか分かりにくいので、食塩相当量に換算して表示します。

③原材料と添加物の区分を明確に

これまで、原材料に続けて添加物が表示されていたので、どこから添加物か分かりづらい場合があります。

新制度では原材料欄とは別に添加物欄を設けるか、原材料と添加物を「/」で区切るなど原材料と添加物の違いが分かるように表示することになりました。

<機能性表示食品制度>

平成27年4月から「機能性表示食品制度」もスタートしました。事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示できる制度です。

この制度は事前に安全性や機能性の根拠に関する情報などを消費者庁長官に届け出る必要がありますが、特定保健用食品(トクホ)とは異なり、消費者庁長官が個別の許可を与えたものではありません。そのため機能性表示食品は「消費者庁許可」の表示はできません。

パッケージの主要な面に「機能性表示食品」と表示されます。また、「本品には◇◇が含まれるので、□□の機能があります。」など消費者庁長官に届け出た内容の表示が可能です。ちなみにトクホと違いマークはありません。

<北海道食品機能性表示制度>

機能性表示食品に似ている制度が北海道にあるのは知っていますか。それは北海道食品機能性表示制度(愛称:ヘルシーDo)です。これは平成25年4月から始まった制度で、加工食品に含まれる成分の研究論文等について道が審査し「健康でいられる体づくりに関する科学的な研究」が行われた事実を認定するものです。

対象となるのは、機能性素材が道産、製造所が道内であることです。この制度には右記のマークがあります。

